

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

申請（請求）に必要な書類

必要書類をご準備のうえ、窓口へ提出（または郵送）してください。
なお、申請書等の様式は市ホームページまたは子ども支援課窓口にて入手できます。

（1）令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を岐阜市から受給した方

該当する方には別途ご案内済です。

（2）上記(1)以外の方で、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方

【申請時に必要となるもの】

▶ 共通

- 申請書（様式第3号）
- 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
： 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など
- 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）
： 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分
※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きページの写し（コピー）
見開きの下ページに記載の振込用の店名、預金種目、口座番号（7桁）を申請書に記入
- 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）

▶ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

（令和5年1月1日時点で岐阜市に住民登録がなかった方、岐阜市以外で住民税の申告をされている方）

- 令和5年度所得課税証明書

▶ 令和5年度の住民税均等割が課税で家計急変した方

- 簡易な収入額の申立書（様式第4号-①）
- 令和5年1月以降の任意の1か月の収入がわかる書類
： 給与明細書（令和5年1月分以降）、年金振込通知書など支給額がわかるもの、その他事業収入・不動産収入がある場合は帳簿など

<所得額による要件確認を希望する場合>

- 簡易な所得額の申立書（様式第4号-②）

※収入が無かった月を任意の1か月とした場合には別途申立書の提出をお願いいたします。

※特別児童扶養手当を受給する児童は20歳未満も対象となります。

均等割非課税所得限度額：32万円×N+29万円

（N＝世帯人数）

<早見表>

※給与収入のみの場合

世帯人数	所得金額	収入金額
2人 (例) 夫(婦)子1人	930,000	1,480,000
3人 (例) 夫婦 子1人	1,250,000	1,903,999
4人 (例) 夫婦 子2人	1,570,000	2,359,999
5人 (例) 夫婦 子3人	1,890,000	2,815,999
6人 (例) 夫婦 子4人	2,210,000	3,271,999

(注) 世帯人数は、以下の合計人数です。

申請者本人

同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）

扶養親族（16歳未満の者も含む）

障害者、寡婦、ひとり親	1,350,000	2,043,999
-------------	-----------	-----------